

第1回 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会

次 第

日 時 平成27年2月10日（火曜日） 13時30分から15時まで

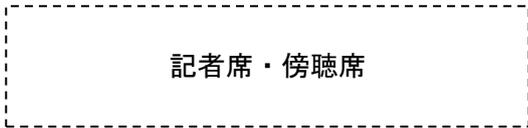
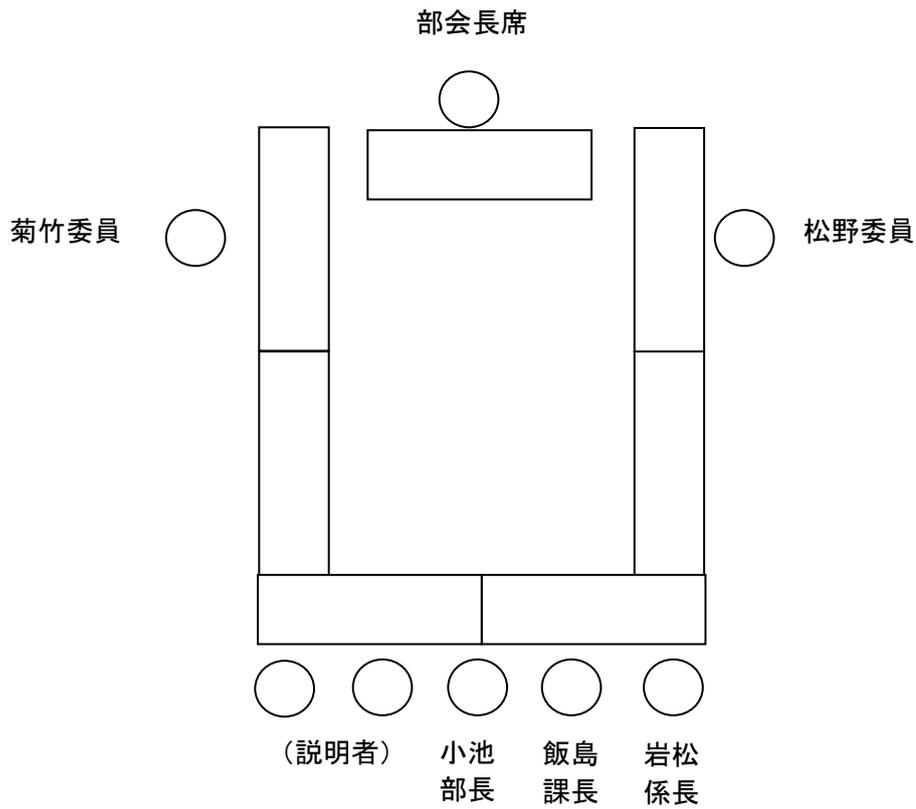
会 場 松村ビル別館503会議室

審議事項

議案1 関内周辺のデザインマンホールのデザイン調整について

【第1回横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会座席表】

会場：松村ビル別館5階 503会議室



第30期横浜市屋外広告物審議会
デザイン審査部会委員名簿

任期 平成28年11月30日まで

| | 氏名 | 役職名 |
|-----|-------|----------------|
| 部会長 | 岩村 和夫 | 東京都市大学名誉教授 |
| 委員 | 菊竹 雪 | 首都大学東京・同大学院教授 |
| 〃 | 松野 勲 | クリエイティブ・ディレクター |

議案1 関内周辺のデザインマンホールのデザイン調整について

1 審議会での主な意見

【マンホールについて】

- ・マンホールは、背景の存在（インフラ）であり、デザインを含めた存在の主張は控え目であるべき。
- ・マンホールの鋳鉄部分に色を塗ることは、周辺との調和、他への波及という意味では好ましくない。

【デザインについて】

- ・マンホールに情報を盛り込みすぎてデザインが分かりにくくなっている。
- ・このデザインで横浜をイメージすることは難しい。市民は数字の意味を理解出来ない。
- ・例えば、中華街まで距離を示すなど周辺の横浜を代表する場所までの方向などを示すことでも良いのではないか。
- ・マンホールに案内サインの機能まで負わせてしまうことは、街中にサインを溢れさせることにつながることや、横浜市のサイン計画との整合性などから好ましくない。

【設置場所について】

- ・横浜スタジアムに近い場所は、球団色を強く出し、横浜スタジアムから離れれば横浜のイメージを強くするなどの工夫が合っても良い。
- ・日本大通りは、横浜の歴史性など景観上とても大切な場所であり、他の場所とは分けて考えるべき。

2 審査する上で考慮いただきたい点

- ・審議会並びに審査部会では、最終的には、条例上の特例許可をするに当たり、良好な景観の形成に寄与するか、または、公益上その他の理由があり景観を阻害しないと認められるか、についてのご意見をいただきたい。
- ・関内地区は、景観計画上も景観推進地区として位置付けており、特に「関内駅南口・市庁舎前」、「日本大通り」の道路及び「横浜公園」は、景観重要公共施設として指定しており、景観への配慮が必要である。

3 今回の図案に対しての事務局としての見方

【評価点】

- ・マンホールの铸铁部分の色が、一般的なマンホールと同色となった。
- ・掲載する情報を絞っており、結果としてシンプルなデザインとなっている。

【懸念点】

- ・横浜 DeNA ベイスターズが、まちとの一体感を醸成するために始めたまちづくりプロジェクトで掲げたキーワード「I☆YOKOHAMA」の訴求が弱く感じる。

注) I☆YOKOHAMA とは、横浜を愛する皆さまひとりひとりが、夜空にきらめく星のごとくそれぞれに光を輝き、つながりにより魅力的な横浜を共につくるという想いをハートの LOVE でなく☆で表現したもの。

- ・横浜 DeNA ベイスターズの球団ロゴが、そのままマンホールへ掲出されてしまう事が、単なる企業PRとして見られてしまうという懸念がある。

〈 参考条文 〉

○横浜市屋外広告物条例

(禁止物件)

第7条 3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第9条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、第47条第1項に規定する横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。



A

シンボルマークを基調としながらもサインの機能を兼ね備えたデザイン



B

横浜は海側が北東という、ちょっと変わった立地にある。そんな港町にある方位磁針のマンホール。

デザインマンホールの掲出に関する取扱いの考え方

1 趣旨

屋外広告物となるデザインマンホールについて、特例的に許可をするにあたっての考え方を示します。

2 許可条件

屋外広告物となるデザインマンホールについて特例的に許可を行うには、「特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等」又は「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」(条例第 19 条)であることが必要で、そのためには以下の条件を満たすものとします。

(1) 設置目的

地域の賑わいの創出、地域景観の向上など、地域の魅力を向上させるものであること。単なるスポンサー等のPRではないこと。

(2) デザイン

- ①設置目的に合致したデザインであること。
- ②周辺の環境（沿道の景観、歩道の路面の色彩、デザイン等）と調和する内容であること。
- ③周辺の消火栓等と混同しないようなデザインとすること。

(3) 維持管理

マンホールの汚れや破損などについて、定期的に点検、清掃や修繕を行うこと。

以上